

○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等

〔平成十九年八月十七日号外金融庁告示第五十九号〕

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百七十七条第八項及び第百七十八条第一項の規定に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を次のように定める。

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 控除資産の額（第二条）

第三章 市場リスク相当額

第一節 総則（第三条）

第二節 標準的方式（第四条―第九条）

第三節 内部管理モデル方式（第十条―第十四条）

第四節 証券化証券等（第十四条の二―第十四条の十一）

第四章 取引先リスク相当額（第十五条―第十五条の七）

第五章 基礎的リスク相当額（第十六条）

第六章 暗号等資産等の特則（第十七条）

第七章 雑則（第十八条―第二十条）

附則

第一章 定義

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市場リスク相当額 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百七十八条第一項第一号に規定する市場リスク相当額をいい、第三章の規定に基づき算出した額をいう。

二 取引先リスク相当額 府令第百七十八条第一項第二号に規定する取引先リスク相当額をいい、第四章の規定に基づき算出した額をいう。

三 基礎的リスク相当額 府令第百七十八条第一項第三号に規定する基礎的リスク相当額をいい、第五章の規定に基づき算出した額をいう。

四 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）

第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取

扱業者及び法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。)に限る。以下同じ。)

ロ イに準ずる指定国(日本国を除く。)の者(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

ハ 国内の金融機関(府令第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。)

ニ ハに準ずる指定国(日本国を除く。)の会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。)

ホ 銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)

ヘ ホに準ずる指定国(日本国を除く。)の会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。)

ト 金融商品取引業者を子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする持株会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

チ トに準ずる指定国(日本国を除く。)の会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

リ 国際機関(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同じ。)

五 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。

六 金融商品取引清算機関 法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。

七 先物取引 法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。第九号において同じ。)を含む。)並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引(これらに類似する外国商品市場取引(同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。)を含む。)をいう。

八 先渡取引 法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。

九 スワップ取引 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。

十 自己資本規制比率 法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率をいう。

十一 適格債 地方債証券、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及

び利息の支払について保証しているもの並びに金融機関の発行するものを除く。)、国際機関の発行する債券及び適格格付業者により適格格付が付与されている債券等（第三条第五項第二号に規定する債券等をいう。第五十号及び次条第六項において同じ。)(政府債を除く。)をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

十二 有価証券等 府令第一百七十八条第一項第一号に規定する有価証券等をいう。

十三 暗号等資産 法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。

十四 電子記録移転有価証券表示権利等 法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利をいう。

十五 賃貸用物品 府令第六十八条第七号に掲げる業務の対象となっている物品をいう。

十六 連結財務諸表提出会社 府令第一百七十七条第七項第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。

十七 オフ・バランス取引 貸借対照表に記載されない資産又は負債に係る取引をいう。

十八 ポジション 有価証券等の持ち高をいう。

十九 オプション オプション取引の対象となる権利をいう。

二十 適格格付業者 金融庁長官が別に指定する者をいう。

二十一 適格格付 適格格付業者が付与した格付であって、金融庁長官が別に定める格付をいう。

二十二 適格格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に適格格付が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において適格格付と同等の格付が付与されている場合には、適格格付を付与されたものとみなす。

二十三 時価額 計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

二十四 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産のポジションをいう。

二十五 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。

二十六 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。

二十七 デルタ 原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等の価格の変化の割合を表す数値をいう。

二十八 ガンマ 原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等のデルタの変化の割合を表す数値をいう。

二十九 ベガ 原資産価格のボラティリティの微少な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。

三十 ボラティリティ オプション取引における原資産価格の予想変動率をいう。

三十一 コール・オプション オプション取引における原資産を買う権利をいう。

三十二 プット・オプション オプション取引における原資産を売る権利をいう。

三十三 ストライク・プライス オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格若しくは数値又はこれらと類似のものをいう。

三十四 イン・ザ・マネー コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。

三十五 アウト・オブ・ザ・マネー コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。

三十六 イン・ザ・マネーの額 イン・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

三十七 アウト・オブ・ザ・マネーの額 アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

三十八 原資産の市場リスク相当額 原資産の時価額に、第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。

三十九 ポートフォリオ 一若しくは二以上の取引又は資産の集合体をいう。

四十 指定国 次に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）をいう。

イ 日本国

ロ アイルランド

ハ アメリカ合衆国

ニ イタリア共和国

ホ オーストラリア連邦

ヘ オーストリア共和国

ト オランダ王国

チ カナダ

リ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

ヌ シンガポール共和国

ル スイス連邦

ヲ スウェーデン王国

ワ スペイン

カ デンマーク王国

ヨ ドイツ連邦共和国

タ ニュージーランド

レ ノルウェー王国

ソ フィンランド共和国

ツ フランス共和国

ネ ベルギー王国

ナ ポルトガル共和国

ラ ルクセンブルグ大公国

ム 香港特別行政区

四十一 金利先渡取引 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は外国において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。

四十二 ネット・ポジション 対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じ得る損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

四十三 政府債 指定国（指定国の中央銀行を含む。）、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体の発行する債券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

四十四 バリュエーション・リスク ある期間及び危険率を前提として推定した資産価値変動分布において損失額がある値以上となる確率が危険率に等しくなるときの当該値をいう。

四十五 リスク計測モデル 第三章第三節に定めるところにより、市場リスク相当額を算出するために用いるリスクを計測するモデルをいう。

四十六 バック・テスト 第十一条第一項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うこと（第十五条の四第二号に規定するものを除く。）をいう。

四十七 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うこと（第十五条の四第二号に規定するものを除く。）をいう。

四十八 外国為替関連取引 異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引若しくは通貨オプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

四十九 金関連取引 金に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十 金利関連取引 同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション取引、債券に係る店頭デリバティブ取引、債券等の貸借、買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買

であり、売戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において売戻日が定められていないものであって売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。)、選択権付債券売買若しくは約定日から受渡日までの期間が一月以上となる債券等の売買又はこれらに類似する取引をいう。

五十一 株式関連取引 株券に係る店頭デリバティブ取引若しくは株券等（第三条第五項第一号に規定する株券等をいう。次条第六項において同じ。）の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

五十二 貴金属関連取引 貴金属（金を除く。）に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十三 暗号等資産関連取引 暗号等資産に係る店頭デリバティブ取引若しくは暗号等資産等（第三条第五項第五号に規定する暗号等資産等をいう。次条第六項において同じ。）の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

五十四 その他コモディティ関連取引 エネルギー、農林水産物若しくは卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティに係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十五 再構築コスト 取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。

五十六 経過日数 受渡予定日から起算した日数をいう。

五十七 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上の有価証券等に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

五十八 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化証券等である取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係る有価証券等（再証券化証券等を除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。以下「川上連結告示」という。）第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（（１）から（３）までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

（１） 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

（２） 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

（３） 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表しているこ

と。

五十九 証券化証券等 証券化取引に係る有価証券等をいう。

六十 再証券化証券等 再証券化取引に係る有価証券等をいう。

六十一 信用補完機能を持つ I/O ストリップス 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化証券等に対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

六十二 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ 法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

六十三 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十四 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十五 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化証券等の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化証券等の元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。第十四条の三第二項において同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質の全てを満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化証券等に適格格付業者が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化証券等に付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受け得る信用補完が全て利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

六十六 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第七十二号及び第三章において同じ。）をいう。

六十七 証券化目的導管体 証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ 定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

六十八 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合

ロ 第三者から有価証券等を取得するＡＢＣＰの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十九 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

七十 信用リスク区分 適格格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

七十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第六十四号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十二 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

七十三 子法人等 法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。

七十四 原資産 証券化取引に係るものは次のイ又はロに掲げるものをいい、オプション取引に係るものは次のハに掲げるものをいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等

ハ オプションの行使の対象となる資産又は取引

七十五 合成型証券化取引 証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十六 レポ形式の取引 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻し又は売戻条件付売買をいう。

七十七 適格金融資産担保 次に掲げるものをいう。

イ 現金及び預金

ロ 金

ハ 政府債

ニ 指定国以外の国の中央政府並びに中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が1—4以上であるもの

ホ ハ及びニに掲げる債券以外の債券であって、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であるもの

ヘ 適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が5—3以上である短期の債券

ト 適格格付業者が格付を付与していない債券であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1) 発行者が第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる主体であること。

(2) 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。チにおいて同じ。）又は外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）において売買されていること。

(3) 他の債権に劣後するものでないこと。

(4) 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付業者が、4—3又は5—3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

(5) 金融商品取引業者が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4—3又は5—3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

(6) 当該債券に十分な流動性があること。

チ 上場株式（取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されている株式をいう。第十三条の二第二項において同じ。）

リ 投資信託その他これに類する商品（以下この号において「投資信託等」という。）であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1) 投資対象がイからチまでに掲げる資産に限定されていること。ただし、当該投資信

託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

(2) 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

第二章 控除資産の額

(控除すべき固定資産等)

第二条 府令第百七十七条第一項第六号に規定する金融庁長官が定めるものは、次章第四節に定めるところにより自己資本控除とされるものをいい、当該自己資本控除されるものの額は、同節に定めるところにより算出した時価額とする。

2 府令第百七十七条第二項第一号に規定する当該建物の評価額は、当該建物の時価額(固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。)又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額とする。

3 府令第百七十七条第二項第二号に規定する当該土地の評価額は、当該土地の時価額(路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。)又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額とする。

4 府令第百七十七条第三項に規定する評価額は、時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額とする。

5 府令第百七十七条第五項各号に規定する担保金その他の資産の評価額は、当該資産の時価額(当該資産が有価証券等である場合にあっては、当該時価額から当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額)とする。

6 前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区分	率
株券等	十六パーセント
債券等	第六条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率
外国為替等(次条第五項第三号に規定する外国為替等をいう。)	八パーセント
コモディティ等(次条第五項第四号に規定するコモディティ等をいう。)	十八パーセント
暗号等資産等	百パーセント
その他	第四条第十項の表に定める率

第三章 市場リスク相当額

第一節 総則

(市場リスク相当額の算出)

第三条 市場リスク相当額は、保有する有価証券等について、第二節に定める標準的方式又は第三節に定める内部管理モデル方式により算出した額とする。

2 前項の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、府令第百七十七条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一 引受期間における引受けに係る有価証券等

二 金銭の信託（合同運用金銭信託（受託者が信託契約に基づき多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同して運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。）、法第四十三条の二第二項の規定による信託、府令第百四十三条第一項第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものを除く。）に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三 空売り（有価証券等を有しないで又は有価証券等を借り入れてする有価証券等の売付けをいう。）に係る有価証券等

四 自己の債務の担保に供されている有価証券等

3 前項第一号の「引受期間」とは、引受契約の締結日から払込期日までの期間をいう。ただし、有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。以下この項において同じ。）を行った場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握されているときには、当該有価証券の募集又は売出しを開始した日から払込期日までの期間を引受期間とすることができる。

4 金融商品取引業者は、合理的な理由がある場合には、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごと又は一般市場リスク（市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る危険をいう。以下同じ。）及び個別リスク（一般市場リスク以外の危険をいう。以下同じ。）ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出することができる。この場合においては、それぞれの方式により算出した額の合計額を市場リスク相当額としなければならない。

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる五種類とする。

一 株式リスク（株価の変動による株券（普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。）及び新株予約権付社債券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品（先物取引、オプション取引及びスワップ取引並びにこれらに類する取引をいう。以下同じ。）並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「株券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

二 金利リスク（金利の変動による債券、譲渡性預金の預金証書及び普通株式への転換権の

ない優先株式に係る株券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「債券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

三 外国為替リスク（外国為替相場の変動による外国為替、金及び外貨建ての有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「外国為替等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

四 コモディティ・リスク（石油、金属（金を除く。）及び農林水産物並びにこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「コモディティ等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

五 暗号等資産リスク（暗号等資産及びその派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「暗号等資産等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

6 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を第一項及び第四項の規定により算出した市場リスク相当額に加算しなければならない。

一 同一の者が発行する有価証券等（指定国（指定国の中央銀行を含む。）が発行する債券、指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。）及び第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、固定化されていない自己資本の額（自己資本から第二条の規定により算出した額を控除した額をいう。以下同じ。）に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該有価証券等に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

二 同一の者が発行する有価証券等の保有額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合 当該有価証券等に係る市場リスク相当額

三 同一の者が発行する株券（第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、その発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得た額に百分の五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該株券に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

四 同一の者が発行する株券の保有額が、その発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得た額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合 当該株券に係る市場リスク相当額

7 第二条第六項の規定は、前項各号の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。

8 個別の有価証券等に係る市場リスク相当額が、当該有価証券等の時価額を超える場合には、当該時価額を当該有価証券等に係る市場リスク相当額とすることができる。

第二節 標準的方式

（標準的方式）

第四条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第九条の二までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、コモディティ・リスク相当額及び暗号等資産リスク相当額の合計額とする。

2 オプション取引等については、次に掲げる方法並びに次条第一項及び同項の表に掲げる方法により、市場リスク相当額を算出しなければならない。

一 デルタ・プラス法

二 簡便法

3 デルタ・プラス法を用いて算出する市場リスク相当額は、オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、各リスク・カテゴリーにおいて想定上のポジションとみなし、当該ポジションについて、他の取引と同様の市場リスク相当額の算出方法を用いて得た額にガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を加算した額とする。

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times \text{VU}^2$$

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
株券等	原資産の時価額×八パーセント
債券等（金利を除く。）	原資産の時価額×第六条第四項第一号の表に定める率
金利	第六条第四項第二号の表に定める想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の時価額の変化額
外国為替等	原資産の時価額×八パーセント
コモディティ等	原資産の時価額×十五パーセント
暗号等資産等	原資産の時価額×百パーセント

5 第三項のベガ・リスク相当額は、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計し、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下二十五パーセント変動した場合における想定変動幅を原資産が同一であるオプション取引等ごとに合算したもののうち、負であるものの絶対額を合計して得た額とする。

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一 オプション取引の原資産の時価額に第二条第六項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率（原資産が証券化証券等である場合は、第十四条の二に規定する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト）を乗じて得た額

二 次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプション取引等に係る取引証拠金（外国におけるこれに相当するものを含む。）を金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託している場合	当該金融商品取引所又は当該金融商品取引清算機関に預託している取引証拠金の額（取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。）
オプション取引の買いの場合	当該オプションの額
オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合	原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・マネーの額を控除した額

三 オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネー（コール・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを下回っている状態をいう。）のとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスと適切な先物価格との差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付ける	原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの

ことによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	額のいずれか小さい方の額
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	
原資産のロング・ポジションについてコール・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額
原資産のショート・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	

7 ガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を算出する場合には、次の各号に掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、当該各号に定める条件を満たすものについては、原資産が同一とみなすことができる。

- 一 株券等に係るオプション取引等 原則として、国が同一であること。
- 二 債券等に係るオプション取引等 残存期間及び表面利率に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。
- 三 外国為替等に係るオプション取引等 通貨の組合せが同一であること。

8 コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。

9 同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合はこれを相殺することができる。

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等（証券化証券等を除く。）については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券によ

る売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

有価証券等の区分			率（パーセント）		
・新株予約権付社債券			同一の発行者が発行する株券について、第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、金融商品取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、同表に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。		
・新株予約権証券			同一の発行者が発行する株券等について、第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率に四を乗じた率		
・受益証券 ・外国カード・ローン債権信託受益権証書	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託	一・七〇		
		公社債投資信託	五・三五		
		その他	十六・〇〇		
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託	三・四〇		
		指定国で発行されたもの（短期公社債投資信託を除く。）	十六・〇〇		
		その他	三十二・〇〇		
・投資証券			十六・〇〇		
・外国投資証券		指定国で発行されたもの	十六・〇〇		
		その他	三十二・〇〇		
・特定社債券 ・特定約束手形 ・貸付債権信託受益権			残存期間	適格格付を有するも	適格格付を有しない

・ 抵当証券 ・ 基本債権の証書 ・ 小口債権の証書 ・ 商品投資受益権の受益権証書 ・ 上記以外の金銭債権（有価証券を除く。）		の	もの
	六月以下	〇・六 五	十・〇 〇
	六月超一年以下	一・七 〇	二十・ 〇〇
	一年超三年以下	三・七 五	五十・ 〇〇
	三年超五年以下	四・三 五	七十・ 〇〇
	五年超	五・〇 〇	百・〇 〇
・ その他の有価証券等	百・〇〇		

11 リスク・カテゴリーのいずれにも属さない有価証券等については、合理的な方法により、市場リスク相当額を算出し、これを加算しなければならない。

（株式リスク相当額）

第五条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし、株式リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項		
株価指数に係る派生商品	次に掲げるいずれかの方法により、関連する原資産のポジションに変換しなければならない。 1. 単一の換算ポジション 2. 各構成銘柄のポジション		
派生商品一般	次に掲げるいずれかの方法により、金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない。 1. 簡便法 残存期間の異なる当該派生商品ごとに、その原資産の時価額に次の表に掲げる残存期間の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額を算出し、その絶対値の合計額を金利リスク相当額に加算する方法		
残存期間		率（パーセント）	
		三月以下	〇・二〇

	三月超	六月以下	〇・四〇
	六月超	一年以下	〇・七〇
	一年超	二年以下	一・二五
	二年超	三年以下	一・七五
	三年超	四年以下	二・二五
	四年超	五年以下	二・七五
	五年超		三・七五
2. 金利リスク相当額として算出する方法 金利感应度（金利の変動に対する派生商品の価値の変動をいう。第七条において同じ。）の分析等により、同一通貨建ての当該ポジション全体を金利感应度が等しい同一通貨建ての債券等のポートフォリオとみなすことにより金利リスク相当額として算出する方法			

2 株式リスク相当額の算出において、同一の銘柄（株価指数その他の指数を含む。以下この条において同じ。）のロング・ポジションとショート・ポジションは、これらを相殺することができる。

3 第一項の一般市場リスク相当額は、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

区分	率（パーセント）
指定国の代表的な株価指数	零
その他の株券等	八

（注）流動性の高いポートフォリオは、その他のポートフォリオと区分して管理されているものでなければならない。

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、十六パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

（金利リスク相当額）

第六条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換した額を当該派生商品

についての時価額とみなし、金利リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項						
先物取引 先渡取引	先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合には、これらを相殺することができる。						
先物取引 スワップ取引 金利先渡取引	派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが、同一の原資産に係るものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める条件を満たした場合に相殺することができる。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>条件</th></tr> <tr> <td>・先物取引</td><td>満期の差が七日以内であること。</td></tr> <tr> <td>・スワップ取引 ・金利先渡取引</td><td> 1. 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。 2. 残存期間の差が、次の（１）から（３）までに掲げる区分に応じそれぞれ（１）から（３）までに定める期間内であること。 （１） 双方又は一方の残存期間が一月未満の場合 同日 （２） 双方又は一方の残存期間が一月以上一年以下の場合（（１）に掲げる場合を除く。） 七日以内 （３） 残存期間が一年超の場合 三十日以内 </td></tr> </table>	区分	条件	・先物取引	満期の差が七日以内であること。	・スワップ取引 ・金利先渡取引	1. 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。 2. 残存期間の差が、次の（１）から（３）までに掲げる区分に応じそれぞれ（１）から（３）までに定める期間内であること。 （１） 双方又は一方の残存期間が一月未満の場合 同日 （２） 双方又は一方の残存期間が一月以上一年以下の場合（（１）に掲げる場合を除く。） 七日以内 （３） 残存期間が一年超の場合 三十日以内
区分	条件						
・先物取引	満期の差が七日以内であること。						
・スワップ取引 ・金利先渡取引	1. 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。 2. 残存期間の差が、次の（１）から（３）までに掲げる区分に応じそれぞれ（１）から（３）までに定める期間内であること。 （１） 双方又は一方の残存期間が一月未満の場合 同日 （２） 双方又は一方の残存期間が一月以上一年以下の場合（（１）に掲げる場合を除く。） 七日以内 （３） 残存期間が一年超の場合 三十日以内						

2 金利リスク相当額の算出において、発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一の債券等のロング・ポジションとショート・ポジションは、これらを相殺することができる。

3 第一項の一般市場リスク相当額は、マチュリティ法又はデュレーション法により算出した次に掲げる額の合計額とする。

一 すべてのロング・ポジションに係るリスク相当額とすべてのショート・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値に相当する額

- 二 次に掲げる額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額
- イ 各期間帯内のロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額の対当額（ロング・ポジションに係る額又はショート・ポジションに係る額のいずれか少ない額をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 各ゾーン内のネット・ポジションの額（期間帯ごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。）の対当額
- ハ 各ゾーン間のネット・ポジションの額（ゾーンごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。）の対当額

区分	率（パーセント）	
	マチュリティ法	デュレーション法
同一期間帯内	十	五
ゾーン1内	四十	四十
ゾーン2内	三十	三十
ゾーン3内	三十	三十
隣接ゾーン間	四十	四十
ゾーン1・3間	百	百

4 前項第一号及び第二号イからハまでのリスク相当額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 マチュリティ法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる期間帯（債券等を残存期間又は次の金利更改日までの期間により分類したものをいう。）及び表面利率の区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間）及び表面利率		率（パーセント）	
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	指定国の通貨	その他の通貨
1	一月以下	一月以下	零	零
	一月超 三月以下	一月超 三月以下	〇・二〇	〇・四〇
	三月超 六月以下	三月超 六月以下	〇・四〇	〇・八〇
	六月超 十二月以下	六月超 十二月以下	〇・七〇	一・四〇
2	一年超 二年以下	一年超 一・九年以下	一・二五	二・五〇
	二年超 三年以下	一・九年超 二・八年以下	一・七五	三・五〇

	三年超 四年以下	二・八年超 三・六年以下	二・二五	四・五〇
3	四年超 五年以下	三・六年超 四・三年以下	二・七五	五・五〇
	五年超 七年以下	四・三年超 五・七年以下	三・二五	六・五〇
	七年超 十年以下	五・七年超 七・三年以下	三・七五	七・五〇
	十年超 十五年以下	七・三年超 九・三年以下	四・五〇	九・〇〇
	十五年超 二十年以下	九・三年超 十・六年以下	五・二五	十・五〇
	二十年超	十・六年超 十二年以下	六・〇〇	十二・〇〇
		十二年超 二十年以下	八・〇〇	十六・〇〇
		二十年超	十二・五〇	二十五・〇〇

(注) ゼロ・クーポン債は、表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。

二 デュレーション法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度（債券等ごとに、次の表に掲げる期間帯（キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。）の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間）	想定金利変動幅 （パーセント・ポイント）	
		指定国の通貨	その他の通貨
1	一月以下	一・〇〇	二・〇〇
	一月超 三月以下	一・〇〇	二・〇〇
	三月超 六月以下	一・〇〇	二・〇〇
	六月超 十二月以下	一・〇〇	二・〇〇
2	一年超 一・九年以下	〇・九〇	一・八〇
	一・九年超 二・八年以下	〇・八〇	一・六〇
	二・八年超 三・六年以下	〇・七五	一・五〇
3	三・六年超 四・三年以下	〇・七五	一・五〇

	四・三年超	五・七年以下	〇・七〇	一・四〇
	五・七年超	七・三年以下	〇・六五	一・三〇
	七・三年超	九・三年以下	〇・六〇	一・二〇
	九・三年超	十・六年以下	〇・六〇	一・二〇
	十・六年超	十二年以下	〇・六〇	一・二〇
	十二年超	二十年以下	〇・六〇	一・二〇
	二十年超		〇・六〇	一・二〇

5 デュレーション法を用いる金融商品取引業者は、債券等の価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該計測方法を継続して使用しなければならない。

6 第一項の個別リスク相当額は、発行者並びに配当及び残余財産の分配に係る順位が同一の債券等ごとのロング・ポジションの時価額又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額のうちいずれか多い額の合計額とする。

区分		率（パーセント）
政府債		零
適格債	残存期間六月以下	〇・二五
	残存期間六月超二十四月以下	一・〇〇
	残存期間二十四月超	一・六〇
その他		八・〇〇

7 クレジット・デリバティブによりヘッジを行ったポジションに関する個別リスク相当額の相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一 金融商品取引業者は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ 現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジを行う場合又はその逆の場合であって、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二 金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・

リンク債に支払額を固定する条項、第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

イ 現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジを行った場合又はその逆の場合であること。

ロ ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ ヘッジ対象ポジションの資産とクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三 金融商品取引業者は、次のイからニまでのいずれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスク相当額の高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロに該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。

ロ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イに該当する場合

ハ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合

ニ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四 前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスク相当額に係る自己資本賦課を行う。

8 前二項の規定にかかわらず、債券等のショート・ポジションの個別リスク相当額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスク相当額とすることができる。

(金利感応度の分析の承認)

第七条 金融商品取引業者は、金利感応度の分析を行っているときは、所管金融庁長官等（府令第一条第四項第四号に規定する「所管金融庁長官等」をいう。以下同じ。）の承認を受けて、同一通貨建ての派生商品に係るポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなして前条第一項の一般市場リスク相当額を算出することができる。

2 前項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に金利感応度の分析に関する社内規則を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 金利感応度の分析の対象となる取引の種類
- 四 金利感応度の分析を行う部署の名称及び体制
- 五 金利感応度の分析の方法及び当該方法が次項第四号に掲げる基準に適合することを説明した複数の具体的な事例

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「リスク管理部署」という。）を金利感応度の分析の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、金利感応度の分析を行っていること。

二 リスク管理部署が、金利感応度の分析に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存していること。

三 合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点（金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。次号において同じ。）を配置し、金利感応度の分析を行っていること。

四 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していることその他の客観的な事情により、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうること。

4 第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、金利感応度の分析の方法を変更しようとする場合は、所管金融庁長官等の承認を受けなければならない。

5 所管金融庁長官等は、第一項の承認を受けた金融商品取引業者が第三項各号に掲げる基準に適合しないこととなったとき又は前項の規定に違反したときは、当該承認を取り消すものとする。

(外国為替リスク相当額)

第八条 外国為替リスク相当額は、外国為替等について、次に掲げる額の合計額に八パーセ

ントを乗じて得た額とする。

一 通貨ごとのネット・ポジションの額（次に掲げる額の合計額をいう。）について、すべてのロング・ポジションの額又はすべてのショート・ポジションの額のいずれか多い額

イ ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物外国為替取引の将来の受取額と将来の支払額の差額をいう。）

ハ 保証債務及び保証予約の額の取引先リスク相当額

二 金のネット・ポジションの額（標準的な測定単位で表示し円貨に換算するものをいう。）
（コモディティ・リスク相当額）

第九条 コモディティ・リスク相当額は、コモディティ等について、コモディティ等ごとに算出した次に掲げる額の合計額とする。ただし、算出に当たっては、標準的な測定単位で表示された各コモディティ等のネット・ポジションを円貨に換算するものとする。

一 ネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額

二 ロング・ポジションの額及びショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額

2 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

（暗号等資産リスク相当額）

第九条の二 暗号等資産リスク相当額は、暗号等資産等について、暗号等資産等ごとに算出したネット・ポジションの時価額に百パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 暗号等資産リスク相当額の算出に当たっては、同一の暗号等資産等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

第三節 内部管理モデル方式

（内部管理モデル方式の承認）

第十条 金融商品取引業者は、内部管理モデル方式を用いようとするときは、所管金融庁長官等の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の対象となる内部管理モデルは、次に掲げる二種類とする。

一 一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル

二 一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出するための内部管理モデル

3 前項第二号に掲げる内部管理モデルの承認を受けた金融商品取引業者は、一般市場リスクと個別リスクとに分けずに市場リスク相当額を算出することができる。

(内部管理モデル方式による市場リスク相当額)

第十条の二 内部管理モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュエーション・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレステスト・バリュエーション・リスク（適切なストレステスト期間を含む十二月を特定し、当該ストレステスト期間におけるヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下同じ。）を金融商品取引業者が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュエーション・リスクをいう。以下同じ。）は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
- イ 算出基準日のバリュエーション・リスク
- ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・リスクの平均値に次条第一項に定める乗数を乗じて得た額

- 二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
- イ 算出基準日のストレステスト・バリュエーション・リスク
- ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレステスト・バリュエーション・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部管理モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、第十三条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の追加的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値
(乗数)

第十一条 内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部管理モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）を一日としてリスク計測モデル（第十三条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデル及び第十四条の八第四項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュエーション・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇

二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、暗号等資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	一・〇〇
一	一・〇〇
二	一・〇〇
三	一・〇〇
四	一・〇〇
五	一・四〇
六	一・五〇
七	一・六五
八	一・七五
九	一・八五
十以上	二・〇〇

3 前二項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当該超過回数の中に市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。

4 前項の規定に基づき、控除を行った場合は、その都度、その旨及び市場の特殊要因等に起因すると認められると判断した理由を、所管金融庁長官等に届け出なければならない。

(承認申請書の提出)

第十二条 第十条第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 四 市場リスク相当額を算出する部署の名称及び組織の体制

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第三号に規定する責任者の履歴書

二 内部管理モデル方式に関する社内規則

三 内部管理モデル方式の内容

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準)

第十三条 所管金融庁長官等は、一般市場リスクの算出について第十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 市場リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「市場リスク管理部署」という。）が、市場リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 市場リスク管理部署は、適切なバック・テスト及びストレステストを定期的の実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 リスク計測モデルの正確性が、市場リスク管理部署により継続的に検証されること。

四 リスク計測モデルが当該モデルの開発から独立し、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は、次に掲げる事項を含まなければならない。

イ リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に規定するバック・テストに加え、金融商品取引業者のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第十五条の四第五号において同じ。）が、市場リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 リスク計測モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 市場リスクの計測過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュース・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュース・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二 バリュース・アット・リスクの算出に用いるヒストリカル・データの観測期間は一年以上であること。

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュース・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号等資産に関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

六 マーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに正確に把握すること。

八 金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号等資産の各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 ストレス・バリュース・アット・リスクを算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第十三条の二 金融商品取引業者は、一般市場リスクの算出について内部管理モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部管理モデル方式を用いることができる。

2 金融商品取引業者は、債券等に係る個別リスクを内部管理モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、金融商品取引業者は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 所管金融庁長官等は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第十条第一項の承認をしようとするときは、前条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部管理モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために金融商品取引業者が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを金融商品取引業者が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に該当するものとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号及び第十四条の八第五項第一号へにおいて「ベシス・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。）を正確に把握していること。

六 バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、金融商品取引業者の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間

(三月以上に限る。)をいう。第八号及び第九号において同じ。)を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外での有価証券等の額の相殺をしていないこと。

七 主要なベース・リスクを把握していること。

八 有価証券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないの見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該有価証券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、市場リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 金融商品取引業者が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 金融商品取引業者がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 有価証券等の非線形リスクを把握していること。

(届出及び承認の取消し)

第十四条 第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更があったとき。

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があったとき。

三 超過回数(第十一条第一項に規定する超過回数をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。)が四回以上となったとき。

四 前二条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。

2 第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して所管金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が十回以上となったときは、速やかに承認の基準の充足状況の分析を行い、その結果を所管金融庁長官等に提出しな

なければならない。

4 第一項第四号に基づく届出を行う金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又は当該届出後速やかに提出しなければならない。

5 所管金融庁長官等は、超過回数が十回以上となった場合において、当該金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十条第一項の承認を取り消すことができる。

6 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が第一項の規定による届出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項及び第四項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十条第一項の承認を取り消すことができる。

第四節 証券化証券等

（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）

第十四条の二 第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格格付業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乗じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合 （パーセント）	再証券証券等の場合 （パーセント）
6－1	一・六	三・二
6－2	一・六	三・二
6－3	一・六	三・二
6－4	一・六	三・二
6－5	四	八
6－6	四	八
6－7	四	八
6－8	八	十八
6－9	八	十八
6－10	八	十八
6－11	二十八	五十二

6－1 2	二十八	五十二
6－1 3	二十八	五十二
6－1 4、6－1 5、6－1 6、6－1 7、6－1 8	自己資本控除	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合 （パーセント）	再証券化証券等の場合 （パーセント）
7－1	一・六	三・二
7－2	四	八
7－3	八	十八
7－4	自己資本控除	

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第二十条第二項又は第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二の規定により算出したリスク・ウェイトを適用する。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合には、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。

一 適格格付業者の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 金融商品取引業者が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号に掲げるもの（同条第一号に掲げるものにあつては、川上連結告示第三十一条の二に掲げる主体を除く。）に該当しない場合

四 信用補完機能を持つI\Oストリップス

4 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付業者の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして金融商品取引業者が保有する有価証券等の個別リスク相当額を適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化証券等の格付業者として実績のある適格格付業者により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して付与された格付が、当該金融商品取引業者による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第七項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

5 第三項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 金融商品取引業者が、同種の証券化証券等に対して利用する一又は複数の適格格付業者を定め、当該適格格付業者が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化証券等について、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用していないこと。

三 金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 金融商品取引業者の保有する証券化証券等の裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、当該証券化証券等に係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 金融商品取引業者が、第一条第五十八号イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための規程等を作成していること。

6 金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第二十条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

7 金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して当該金融商品取引業者により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が当該金融商品取引業者が保有する証券化証券等の一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化証券等及び当該流動性補完等に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、当該証券化証券等又は当該流動性補完等に係る個別リスク相当額のうち最大の額のみを自己資本規制比率の計算に用いることができる。

8 第六条第一項、第七項及び第八項の規定は、証券化証券等の個別リスク相当額の計算について準用する。

（無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例）

第十四条の三 前条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（前条第三項に該当する場合を含む。以下同じ。）の証券化証券等について、当該証券

化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額の加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化証券等が最優先証券化証券等（証券化証券等の裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化証券等である場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化証券等が含まれているものを除く。）をいう。）であること。

二 金融商品取引業者が、当該証券化証券等の裏付資産の構成を常に把握していること。

2 前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化証券等について、自己資本控除に代えて、当該証券化証券等の原資産を構成する個別の資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち最も高いものと八パーセントのうち、いずれか高い方を適用して個別リスク相当額を計算することができる。

一 当該証券化証券等が経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化証券等に対して十分な個別リスクを引き受けていると認められること。

二 金融商品取引業者が、当該証券化証券等に係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

3 前条第三項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完については、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち、最も高いものを用いて計算することができる。

4 金融商品取引業者は、無格付の証券化証券等について、当該無格付の証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額に係る前条に規定するリスク・ウェイトの加重平均値に集中レシオ（当該無格付の証券化証券等に係る証券化取引に関する全ての証券化証券等の額の合計額を、当該無格付の証券化証券等が含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化証券等の額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値を個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化証券等は、自己資本控除とする。

5 前項本文の規定が適用される無格付の証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化証券等よりも優先され、かつ、格付を有する証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（オフ・バランス取引の証券化証券等）

第十四条の四 次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化証券等については、当該証券化証券等の名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化証券等

の時価額とみなす。

- 一 適格格付業者による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて個別リスク相当額が算出される適格流動性補完 百パーセント
- 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
- 四 前三号に掲げるオフ・バランス取引以外のオフ・バランスの証券化証券等（保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。） 百パーセント

2 金融商品取引業者は、一の証券化証券等について自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の個別リスク相当額のみを自己資本規制比率の計算に用いることができる。

（証券化証券等に対する保証等の取扱い）

第十四条の五 金融商品取引業者が証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該金融商品取引業者は、被保証債権又は原債権である証券化証券等を保有している場合と同様の方法により、一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出しなければならない。

2 前項の場合において、第十五条第一項第三号の規定にかかわらず、取引先リスク相当額は取引先に対するポジションについて第十五条第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じたものとする。

（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及び特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額）

第十四条の六 第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスク相当額は、第十四条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスク相当額は、第十四条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスク相当額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3 第六条第八項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の計算について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあっては、その個別リスク相当額の算出については、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、「証券化証券等」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の削減)

第十四条の七 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により個別リスク相当額を削減することができる。

一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスク相当額を相殺する方法

二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスク相当額を相殺する方法

(内部管理モデル方式の承認)

第十四条の八 金融商品取引業者は、所管金融庁長官等の承認を受けた場合には、第十四条の二から前条までの規定により算出されるコリレーション・トレーディングにおける個別リスク相当額に代えて、内部管理モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けた金融商品取引業者は、第十四条の十一の規定に基づき承認が取り

消された場合を除き、内部管理モデル方式を継続して使用しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

4 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部管理モデル方式の運用が次項各号に定める基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

5 所管金融庁長官等は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ デフォルト・リスク

ロ 格付遷移リスク

ハ 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ ベーシス・リスク

ト 回収率の変動に係るリスク

チ ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部管理モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）所管金融庁長官等へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部管理モデル方式による包括的リスクの額）

第十四条の九 内部管理モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リス

クの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三 次項又は第三項の規定により算出された個別リスク相当額に八パーセントを乗じて得た額

2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百七十二条の二又は第二百七十二条の三に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十条の二を除く。）及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二

二 第二十条第一項において準用する川上連結告示第二百七十二条の二又は第二百七十二条の三に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第二十条第一項において準用する川上連結告示第六章第四節から第六節まで（第二百八十条の二を除く。）及び第二十条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二

3 前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者の第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百七十二条の二又は第二百七十二条の三に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、同項において準

用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第六節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第二十条第二項において準用する川上連結告示第二百七十二条の二又は第二百七十二条の三に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、同項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第六節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(変更に係る届出)

第十四条の十 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 第十四条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が第十四条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第十四条の十一 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第十四条の八第一項の承認を取り消すことができる。

第四章 取引先リスク相当額

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

一 次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

取引	期間	掛目（パーセント）
外国為替関連取引 金関連取引	一年以下	一・〇
	一年超五年以下	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以下	零
	一年超五年以下	〇・五
	五年超	一・五

株式関連取引	一年以下	六・〇
	一年超五年以下	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引	一年以下	七・〇
	一年超五年以下	七・〇
	五年超	八・〇
暗号等資産関連取引	一年以下	十・〇
	一年超五年以下	十二・〇
	五年超	十五・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以下	十・〇
	一年超五年以下	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注１） 取引の欄に掲げる取引（その他のコモディティ関連取引を除く。）のいずれにも該当しない先物取引、先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引は、その他のコモディティ関連取引として取り扱うものとする。

（注２） 再構築コストは、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、同一のネットティング契約下の取引について、当該取引に係る再構築コストを相殺した後の額とすることができる。

（注３） 上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール（清算機関等（金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。第三号の表（注６）において同じ。）をいう。以下同じ。）の債務の引受けが行われた取引に係る金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の合計が当該取引に係る金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計に満たない場合に、清算機関等の精算参加者がその不足額を清算機関等に預託することをいう。）を必要としている清算機関等の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く。

二 前号の表に掲げる取引（現先取引又は貸借取引に限る。）の正の値をとる再構築コストの額

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資産等	与信相当額
金地金の売買	金貯蓄口座残高に四パーセントを乗じて得た額
預金 短期貸付金 未収入金	帳簿価額

未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品	
コマーシャル・ペーパー	額面
保証債務	保証額
保証予約	保証予約額
信用取引資産	帳簿価格
暗号等資産	帳簿価格

（注１） 預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を除くことができる。

（注２） 預金のうち、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等（同条第一項及び第二項に規定する保険金の額に限る。）及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十六条第一項に規定する支払対象一般貯金等（同条第一項及び第二項に規定する保険金の額に限る。）及び同法第五十六条の二第一項に規定する支払対象決済用貯金を除くことができる。

（注３） 短期貸付金からは、府令第百七十七条第一項第三号ハに掲げるものを除くことができる。

（注４） 未収収益のうち信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係る委託手数料、有価証券品貸料、受取利息、名義書換の手続料、信用取引管理費及び信用取引貸株料であつて、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を未収収益から除き、信用取引資産に計上することができる。

（注５） 顧客への立替金は、期間が二週間未満のものに限り、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第五号の表において同じ。）との先物取引における証拠金の授受において発生する一日分の立替金を除くことができる。

（注６） 短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。（注７）において同じ。）からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引所（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。）又は商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引（府令第百二十三条第一項第二十一号の十一に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第九項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。）に係る当初証拠金（同条第一項第二十一号の十一に規定する当初証拠金をいい、同号ニの規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下（注６）及び（注１０）において

同じ。)及び同条第十三項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

(注7) 短期差入保証金からは、第一号の表に掲げる取引の再構築コストの算出に当たって考慮したものを除くことができる。

(注8) コマーシャル・ペーパーは、連結会社が発行したものに限る。

(注9) 信用取引資産のうち、信用取引借証券担保金からは、自己の計算による有価証券の売付けに係るものを除くことができる。

(注10) 上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定による信託、当初証拠金並びに府令第百二十三条第十三項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、府令第百四十三条第一項第一号又は第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

四 次の表に掲げる取引の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	与信相当額
DVP取引(渡し方)	約定価額から取引の対象となる有価証券の時価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)
DVP取引(受け方)	取引の対象となる有価証券の時価額から約定価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)

(注1) 対象となる取引は、受渡不履行となっている取引に限る。(次号の表において同じ。)

(注2) 与信相当額は、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、同一のネットティング契約下の取引について、当該取引に係る与信相当額を相殺した後の額とすることができる。(次号の表において同じ。)

五 次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	経過日数	与信相当額
DVP取引以外の取引(渡し方)	十五日以下	約定価額の八パーセント
	十六日以上二十日以下	約定価額の五十パーセント
	二十一日以上二十五日以下	約定価額の七十五パーセント
	二十六日以上	約定価額の百パーセント
DVP取引以外の取引(受け方)	十五日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の八パーセント
	十六日以上二十日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の五十パーセント

	二十一日以上二十五日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の七十五パーセント
	二十六日以上	取引の対象となる有価証券の時価額の百パーセント

(注1) DVP取引以外の取引における決済が、非居住者との間で行われるような場合には、その受渡不履行に係る与信相当額については、受渡予定日から一日間算出しないこととすることができる。

(注2) DVP取引以外の取引に係る与信相当額からは、顧客への立替金に該当するものを控除することができる。

2 アドオンは、法的に有効な相對ネットイング契約下にある取引については、同一のネットイング契約下の取引について、当該取引に係るアドオンを次の算式により換算した額とすることができる。

ネットのアドオン＝〇・四×グロスのアドオン＋〇・六×ネット再構築コスト／グロス再構築コスト×グロスのアドオン

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一 信用取引資産 二パーセント

二 第一項第四号の表に掲げる取引 次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に掲げる率

取引	経過日数	率（パーセント）
DVP取引（渡し方）	四日以下	零
	五日以上十五日以下	八
	十六日以上二十日以下	五十
	二十一日以上二十五日以下	七十五
	二十六日以上	百
DVP取引（受け方）	四日以下	零
	五日以上十五日以下	八
	十六日以上二十日以下	五十
	二十一日以上二十五日以下	七十五
	二十六日以上	百

三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じ、同表に定める率

取引先	率（パーセント）
-----	----------

指定国、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零
適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。） 国際機関	一・二
適格格付を付与されていない金融機関等（国際機関を除く。）	五
適格格付を付与されたその他の法人等	六
適格格付を付与されていないその他の法人等	二十五
個人	二十五

（注１） 指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。

（注２） 取引先の区分を行うことが困難な場合は、取引先の区分に応じて乗じる率を一律二十五パーセントとすることができる。

（注３） 次に掲げる者については、取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律百パーセントとする。

（１） 債務不履行宣言をした国、政府機関又は中央銀行

（２） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者

（３） 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者

（４） 客観的に債務超過状態にあると認められた法人

（注４） 契約期間が十四日以内の異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション取引については、取引先の区分に応じて乗じる率を一律零パーセントとすることができる。

（注５） 清算機関等は、適格格付を付与された金融機関等とみなす。

４ 第一項の規定にかかわらず、次の表に掲げる取引については、当該取引の区分及び同表に掲げる原契約期間の区分に応じ、同表に定める与信相当額に前項第三号に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

取引	原契約期間	与信相当額
外国為替関連取引	一年以下	想定元本の額の二・〇パーセント
	一年超二年以下	想定元本の額の五・〇パーセント
	二年超三年以下	想定元本の額の八・〇パーセント

	三年超四年以下	想定元本の額の十一・〇パーセント
	四年超五年以下	想定元本の額の十四・〇パーセント
	五年超追加一年ごと	想定元本の額の三・〇パーセントを加算
金利関連取引 (現先取引及び債券等に係る貸借取引を除く。)	一年以下 一年超二年以下 二年超三年以下 三年超四年以下 四年超五年以下 五年超追加一年ごと	想定元本の額の〇・五パーセント 想定元本の額の一・〇パーセント 想定元本の額の二・〇パーセント 想定元本の額の三・〇パーセント 想定元本の額の四・〇パーセント 想定元本の額の一・〇パーセントを加算
買戻条件付売買・貸借取引 (貸付け)	すべての期間	取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額から預託を受けている担保金その他の資産の時価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)
売戻条件付売買・貸借取引 (借入れ)	すべての期間	預託している担保金その他の資産の時価額から取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)

5 第一項各号に掲げる額(信用取引に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び前項の規定により与信相当額を算出する場合において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているときは、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額(当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額)を当該与信相当額から控除することができる。

6 第二条第六項の規定は、前項の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。

7 異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引及び通貨先物取引並びに同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引及び有価証券に係る店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から六営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額(取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額)を取引先リスク相当額としなければならない。

8 適格格付が付与されていない有価証券の発行者又は適格格付と同等の会社格付(保険

金支払能力格付を含む。)を付与されていない者(以下この項において「適格格付が付与されていない有価証券の発行者等」という。)との取引(信用取引を除く。)であって次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

一 適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合

取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額

9 法第三十五条第四項の規定に基づき所管金融庁長官等の承認を受けた業務については、当該業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

(期待エクスポージャー方式)

第十五条の二 前条第一項から第七項までの規定にかかわらず、同条第一項から第四項までに掲げる取引については、所管金融庁長官等の承認を受けた場合には、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2 金融商品取引業者が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットィング・セット(当該ネットィング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条及び第十五条の四第十一号において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効E P Eは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効E E_{t_k}は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットィング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効E P Eの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔ t_kで加重平均した実効E P Eを用いるものとする。

一 与信相当額 = α × 実効E P E

αは、1.4(取引先リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。)

二 実効E P E = $\sum_{k=1}^n$ 実効E E_{t_k} × Δ t_k

nは、t_nが一年となるようなn

Δ t_kは、t_k - t_{k-1}

三 実効E E_{t_k} = max (実効E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})

E E_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計された有価証券等の額の平均(以下「期待エクスポージャー」という。)とする。ただし、実効E E_tは、カレント・エクスポージャー(期待エクスポージャーの算出の対象となるネットィング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットィング・セットに係る取引相手方のデフォルトに

よって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。)とする。

3 金融商品取引業者は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、全ての取引相手方に対する有価証券等に係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をE P Eを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていることとし、E P Eは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットィング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、E P Eの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k で加重平均したE P Eを用いるものとする。

$$E P E = \sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times \Delta t_k$$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの有価証券等の額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 金融商品取引業者は、ネットィング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係る有価証券等の額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効 $E E_{t_k}$ に代えて、 $E E_{t_k}$ を用いることにより同項第二号に規定する実効E P Eを計測する方法を使用することができる。

5 金融商品取引業者は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる実効E P Eとする方法を使用することができる。

一 ^{いき} 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対する有価証券等の額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t_{mp}} - E E_{t_0}$$

$E E_{t_{mp}}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保の市場リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗い

により担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットティング・セットについては五営業日、それ以外の全てのネットティング・セットについては十営業日を下回らないものとする。) 内における最後の時点の期待エクスポージャー

$E E_t$ 。は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の実効 $E P E$

(承認申請書の提出)

第十五条の三 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が次条各号に定める基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第十五条の四 所管金融庁長官等は、期待エクスポージャー方式の使用について第十五条の二第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署(以下「期待エクスポージャー管理部署」という。)が、取引先リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第四号ロにおいて同じ。)及びストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際の有価証券等の額と期

待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。)を定期的の実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ バック・テストに加え、金融商品取引業者のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等が期待エクスポージャーに係る取引先リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポージャーに係る取引先リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格、暗号等資産価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第十五条の二第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第十五条の五 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を所管金融庁

長官等に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が前条各号に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第十五条の六 所管金融庁長官等は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第十五条の二第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第十五条の七 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第十五条の三第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、取引先リスクの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第五章 基礎的リスク相当額

(基礎的リスク相当額の算出)

第十六条 基礎的リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額

二 暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をする場合にあつては、次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日において、暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法（以下「コールド・ウォレット等」という。）により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計額

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日において、コールド・ウォレット等により管理されて

いない、又は管理されていることが確認できない暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計の平均値

２ 各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。

３ 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

一 支払手数料のうち、次に掲げるもの

イ 営業収益と両建てとなる委託手数料

ロ 営業収益と両建てとなる引受け・売出手数料及び募集・売出しの取扱手数料の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）及び法第五十八条に規定する外国証券業者への払戻し

二 通信・運送費のうち、金融商品取引所の会員等（法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下この号において同じ。）である金融商品取引業者による金融商品取引所の会員等となっていない金融商品取引業者に対する払戻し

三 減価償却費

四 貸倒引当金繰入れ

五 支払債券利子

六 金融収益と両建てとなる信用取引に係る支払利息（信用取引に係る受取利息を超えないものに限る。）及び有価証券品借料（信用取引に係る有価証券品貸料を超えないものに限る。）

４ 基礎的リスク相当額（第一項第二号に掲げる額に係るものを除く。）は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

第六章 暗号等資産等の特則

（暗号等資産等の特則）

第十七条 第三条、第十五条、第十五条の二及び前条の規定にかかわらず、一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超える場合には、その超える額を当該合計額から控除することができる。

第七章 雑則

（経由官庁）

第十八条 金融商品取引業者が、申請書、届出書その他この告示の規定による書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第十九条 所管金融庁長官等は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十条第一項、第十四条の八第一項及び第十五条の二第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にしよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(川上連結告示の準用)

第二十条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第四節から第六節まで(第二百八十条の二を除く。)の規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。

2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百七十二條の二、第二百七十二條の三、第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第六節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

3 川上連結告示第二百八十条の二の規定は、川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

附 則

第一条 この告示は、平成十九年九月三十日から適用する。

第二条 この告示の適用の開始の際現に府令附則第六条の規定による廃止前の証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第九条第一項又は金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令第九条第一項の承認を受けて、同一通貨建ての派生商品に係るポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなして一般市場リスク相当額の算出を行っている者は、適用の開始日において第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

第三条 この告示の適用の開始の際現に府令附則第六条の規定による廃止前の証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条第一項又は金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令第十三条第一項の承認を受けて、内部管理モデルを用いている者は、適用の開始日において第十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

前 文〔抄〕〔平成十九年九月二八日金融庁告示第八九号〕

平成十九年九月三十日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二二年一二月二七日金融庁告示第一二六号〕

平成二十三年一月一日から適用する。

附 則〔平成二三年十一月二二日金融庁告示第一一七号〕

（適用日）

第一条 この告示は、平成二十四年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（以下「新告示」という。）第一条第四号リ及び同条第四十一号の規定並びに第十五条第三項第三号に掲げる表は、公布の日から適用する。

（最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者等に対する特例）

第二条 前条本文の規定にかかわらず、最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。）の子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）である金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）及び銀行持株会社の子法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十一第二項に規定する銀行持株会社の子法人等をいう。）又は銀行の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する銀行の子法人等をいう。）である金融商品取引業者については、平成二十三年十二月三十一日からこの告示の規定を適用することができる。

（証券化証券等に関する経過措置）

第三条 金融商品取引業者は、この告示の適用の日から平成二十五年十二月三十一日までの間、証券化証券等（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスク相当額を新告示第十四条の九の規定により算出した額とすることができる。

前 文〔抄〕〔平成二七年五月一五日金融庁告示第三〇号〕

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から適用する。

附 則〔平成二八年三月一日金融庁告示第七号抄〕

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年八月三一日金融庁告示第四〇号〕

平成二十八年九月一日から適用する。

附 則〔平成三一年三月一五日金融庁告示第七号抄〕

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三一年三月二五日金融庁告示第一七号〕

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第九号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年六月一八日金融庁告示第四号〕

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正

する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第十号）の施行の日（令和元年八月一日）から適用する。

附 則〔令和二年四月三日金融庁告示第二二号〕

（適用時期）

第一条 この告示は、令和二年五月一日から適用する。

（内部管理モデル方式に関する経過措置）

第二条 暗号資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式を用いる場合において、第十二条第一項の承認申請書についてこれに代わる届出書を提出した者であって、第十三条第二項に規定する定性的基準（同項第一号及び第七号に掲げるものに限る。）及び同条第三項に規定する定量的基準に該当する者は、この告示の適用の開始日から起算して二年を経過する日までの間（その間に第十条第一項の承認を受けたときは、当該承認を受けた日までの間）は、第十条第一項の承認を受けたものとみなして、同条第三項、第十条の二、第十三条の二及び第十四条の規定を適用する。この場合において、第十四条第一項第一号及び第二号中「承認申請書」とあるのは「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（令和二年金融庁告示第二十二号）附則第二条第一項の届出書」とする。

2 前項の規定により、第十条第一項の承認を受けたものとみなされる者については、前項の内部管理モデル方式における乗数は、一・〇〇とする。

附 則〔令和五年三月二八日金融庁告示第三六号〕

（適用時期）

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間における市場リスク相当額及び取引先リスク相当額の算出については、なお従前の例によることができる。

前 文〔抄〕〔令和五年五月二六日金融庁告示第五〇号〕

令和五年六月一日から適用する。